

レベル1の都市・地域における活動制限内容の概要
(内務大臣指示 2021 年第 57 号のポイント)

1. 教育現場での教育および学習の実施は、教育・文化相、宗教相、保健相、内務相の共同法令に基づき、限定的な対面学習および/または遠隔学習を通じて行うことができる。対面学習を実施する場合、以下を除き、最大収容人数は 50%に制限される。

- 小学校から高校までの特別支援学校（SDLB、MILB、SMPLB、SMALB、MALB）は、最小距離 1.5 メートル、クラス当たり最大 5 人の生徒を維持することにより、最大 62%から 100%での活動が許可される。
- 幼児教育は、最小距離 1.5 メートル、クラス当たり最大 5 人の生徒を維持することにより、最大 33%での活動が許可される。

2. 業種に応じた出勤・稼働可能な人員や稼働可能な条件

(1) エッセンシャルセクターおよびクリティカルセクター以外の業種の職場・オフィスへの出勤は、ワクチン接種済みで政府指定アプリ（注）を活用する者に対し、最大 75%まで可能。

(2) エッセンシャルセクターは、以下の条件で出勤が可能。

- 顧客への物理的なサービスを提供する金融機関、証券取引所、保険会社、質屋など：顧客へのサービス提供を行う現場は、最大 100%まで出勤が可能。事業運営サポート業務は最大 75%まで出勤が可能。
- 資本市場、情報通信技術関連産業（携帯電話事業者、データセンター、インターネット事業者、郵便、メディアなど）、隔離業務を行わないホテル：最大 100%まで出勤が可能。
- 輸出志向型および裾野産業（企業は過去 12 か月の輸出申告書のサンプル、または輸出計画を示すそのほかの文書を提示する必要がある。また工業省から産業活動運営移動許可（IOMKI）の取得が必要）：
 - ・ 生産・製造現場でのみ、シフトごとに最大 100%のスタッフが稼働可能。
 - ・ 事業運営サポート業務では最大 75%まで出勤が可能。
 - ・ 保健プロトコルの徹底が必要。
 - ・ 政府指定アプリに従業員の入出時に活用する。
 - ・ 従業員が一斉に食事をとることはできない

(3) クリティカルセクターは、以下の条件で出勤が可能。

- 保健、セキュリティ：
例外なく 100%が出勤可能。
- 災害対応、エネルギー、物流・運輸・郵便、飲食品関連産業、石油化学、セメントおよび建築材料、国の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設（電気通信および放送インフラを含む公共インフラ）、電気・水道・廃棄物管理（基礎ユーティリティ）：

生産・製造現場およびサービス提供現場でのみ、最大 100%まで出勤可能。事業運営サポート業務は、最大 75%が出勤可能。

- エネルギー、物流・運輸・郵便、飲食品関連産業、石油化学、セメントおよび建築材料、国の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設（電気通信および放送インフラを含む公共インフラ）、電気・水道・廃棄物管理（基礎ユーティリティ）：

政府指定アプリを活用し、生産施設に入るすべての従業員および訪問者をスクリーニングする必要がある。なお、使用するためのアクセスを取得する前に、工業省からの推奨を取得する必要がある。

3. 商業施設、飲食店などの営業時間・定員

- (1) 生活必需品を販売するスーパーマーケット、ハイパーマーケット、伝統市場、食料品店の営業は、100%の収容人数が可能。スーパーマーケットおよびハイパーマーケットは、政府指定アプリを使用する必要がある。薬局・ドラッグストアは 24 時間営業が可能。
- (2) 日用品以外の商品を販売する人民市場は、収容人数の 100%が入店可能。
- (3) 路上販売、理髪店、クリーニングサービス、生鮮食品市場、バティック店、小規模修理工場、車両洗浄サービスなどの小規模事業は、厳格な保健プロトコルを実施の上、午後 21 時まで営業が可能。技術的要件は、地方政府が定める。

4. 公共の場所での飲食活動の実施

- (1) 屋台、簡易食堂（Warteg）、露天商などは、午後 10 時まで、最大収容人数の 75%までが食事をする事ができる。厳格な保健プロトコルを適用することとし、技術的要件は地方政府が定める。
- (2) レストラン／食堂、カフェのうち、屋内／店内に所在する、または独立型や周囲に開けた場所に所在するものは、厳格な保健プロトコルを適用し、午後 10 時まで、最大収容人数の 75%までという条件で食事をする事ができる。政府指定アプリを使用してすべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。
- (3) 夜から営業を開始するレストラン、カフェは、営業時間は夜 6 時から深夜 0 時まで、最大収容人数の 75%までという条件で店内飲食が可能。政府指定アプリを利用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。

5. ショッピングセンター／ショッピングモールの営業にかかる要件

- (1) 商業省が定める保健プロトコルなどを遵守することとし、営業時間は午後 10 時まで、最大収容人数の 100%が入店可能。
- (2) 政府指定アプリを使用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングすることが必要。
- (3) 12 歳未満の居住者は、両親の同伴があれば入場できる。以下地域を除き、ショッピングモールなどへの立ち入りが禁止されている。
- (4) 子供向けなどの娯楽施設への入場に際しては、両親が住所と電話番号を登録する必要がある。
- (5) 映画館／シネマは、以下の要件で営業可能。

- 政府指定アプリを使用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。
- 最大収容人数の 70%までが認められ、緑と黄色のカテゴリの訪問者のみが入場できる。
- 12 歳未満の訪問者は入場できない。
- シネマエリア内のレストラン/レストランおよびカフェは、最大収容人数の 75%および 60 分以内の食事をとることが許可される。
- 観光・創造経済省と保健省によって規制されている保健プロトコルに従う。

6. 公共インフラと民間建設（建設現場およびプロジェクト現場）の建設活動の実施はより厳格な保健プロトコルを実施することにより 100%の人員で行うことが許可される。
7. 礼拝所（モスク、礼拝室、教会、寺院および礼拝所として機能するその他の場所）は、宗教省の技術的要件および厳格な保健プロトコルの実施により、最大収容人数の 75%までの礼拝・宗教活動を行うことができる。
8. 公共施設（公園、公共の観光名所など）は以下の条件で、最大収容人数の 25%まで認められる。
 - (1) 保健省および関連省庁によって規制されている保健プロトコルに従う。
 - (2) 政府指定のアプリケーションを使用してすべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。
 - (3) 12 歳未満の子供は、両親の同伴を条件として観光名所に入ることができる。
 - (4) 観光地への道路上での奇数・偶数ナンバー規制は金曜日の 12 時から日曜日の午後 6 時まで実施される。
9. 芸術、文化、スポーツ、社会活動（芸術、文化、スポーツ施設、および群衆を引き起こす可能性のある社会活動の場所）は、より厳格な保健プロトコルの実施により、最大収容人数の 75%まで運営することができる。
10. フィットネスセンター／ジム施設は、より厳格な保健プロトコルの実施により、最大収容人数の 75%までで運営することができる。政府指定アプリの使用が必要。
11. 公共交通機関（公共交通機関、大量輸送機関、タクシー、およびレンタル車両は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより、最大容量の 100%までの利用が可能。
12. 結婚披露宴の実施は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより、最大収容人数の 75%まで開催できる。
13. 自家用車、バイク、長距離の公共交通機関（飛行機、バス、船、電車）を使用する国内旅行者は、次のことを行う必要がある。

- (1) ワクチン接種証明書・カードを提示する。
- (2) ジャワ・バリに出入りする飛行機に搭乗する旅行者は、2回ワクチン接種を受けている場合は出発前1日以内に検体採取した抗原検査、1回しかワクチン接種を受けていない場合は出発前3日以内に検体採取したPCR検査の陰性証明書を提示する必要がある。
- (3) ジャワ・バリ地域間を運行する飛行機に搭乗する旅行者は、2回ワクチン接種を受けている場合は出発前1日以内に検体採取した抗原検査、1回しかワクチン接種を受けていない場合は出発前3日以内に検体採取したPCR検査の陰性証明書を提示する必要がある。
- (4) 自家用車、オートバイ、バス、電車、船を利用する場合は出発前1日以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する必要がある。
- (5) 物流車両およびその他の物品の輸送の運転手は、以下が適用される。
 - 2回のワクチン接種を受けたドライバーは、1度の抗原検査の陰性証明が14日間有効とみなされ、国内を移動することができる。
 - 1回のワクチン接種が済んでいるドライバーは、1度の抗原検査の陰性証明が7日間有効とみなされ、国内を移動することができる。ワクチン接種を受けていないドライバーの場合、国内を移動するごとに24時間以内の抗原検査の陰性証明書を携行する必要がある。

以上

(注) 政府指定アプリは、PeduliLindungi アプリケーションを指す。

本資料は、インドネシア内務省指示の内容をジェトロ・ジャカルタ事務所がまとめたものです。出来る限り正確な内容にするよう努めましたが、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、内務省の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。